

市内就労定着支援事業所長 各位

横浜市健康福祉局障害支援課長

## 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業利用者の対面支援について 第 2 報(通知)

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、健障支第 4029 号「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労定着支援事業利用者の対面支援について(周知)」(令和 2 年 3 月 2 日付)にて周知をしましたが、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第 3 報)」(令和 2 年 3 月 9 日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)を受け、以下のとおり運用を変更します。変更箇所は下線部のとおりですので、お取り扱いの程お願いいたします。

なお、事業所の支援が適切になされていなかった場合には、後日過誤請求をしていただくことがあります。御注意ください。

### 1 期間

令和 2 年 3 月 1 日から当面の間

(取扱いの終了については、国の動向等を踏まえ、改めて通知いたします。)

### 2 対象者

- ・企業から対面支援を控えるように言われた方

### 3 対面支援の扱いについて

- (1) 電話またはテレビ電話等を通じた支援も対面支援として扱います。

必ず利用者と会話をし、相談支援を行ってください。ただし、聴覚障害があるといった、音声等でのやりとりが困難な場合に限り、メールやチャット等の文字情報でのやりとりを認めます。

- (2) 利用者の支援記録には、利用者から聞き取りをした方法(例 電話等)を必ず記述してください。

※ 受給者証の発行が横浜市以外の方については、受給者証を発行している自治体に特例で就労定着支援を利用してよいかを確認してください。

### 4 留意点

- ・利用者には、対面による支援を行わなくても通常の給付費請求を行う(利用者負担を求める)ことを事前に説明し、同意を得てください。
- ・支給決定を行っている区役所及び計画相談が入っている場合には、相談支援専門員に就労定着の対面支援を例外的な方法で実施していることを伝えてください。

裏面有

## 5 参考資料

- ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）  
（令和2年3月9日 厚生労働省事務連絡）

【問い合わせ先】横浜市健康福祉局障害福祉部障害支援課事業支援係  
電話 671-3607

（4月1日からは機構改革に伴い、名称が横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施設サービス課施設等運営支援係に変わります。）